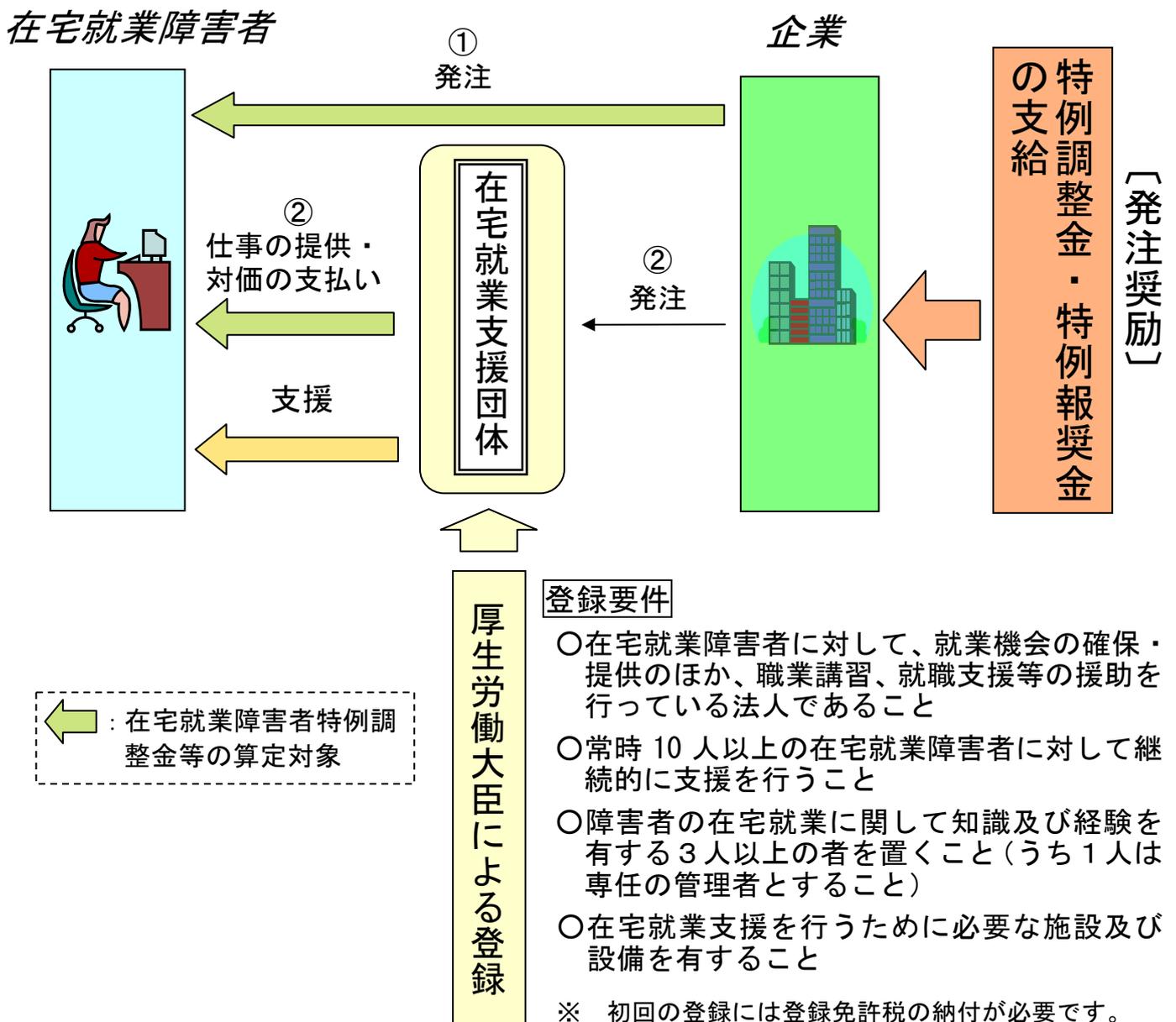


# 在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
  - 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）
- ※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。



## ◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例 ～ I T 関連業務（ホームページ作成）の場合～

(i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。

(ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。

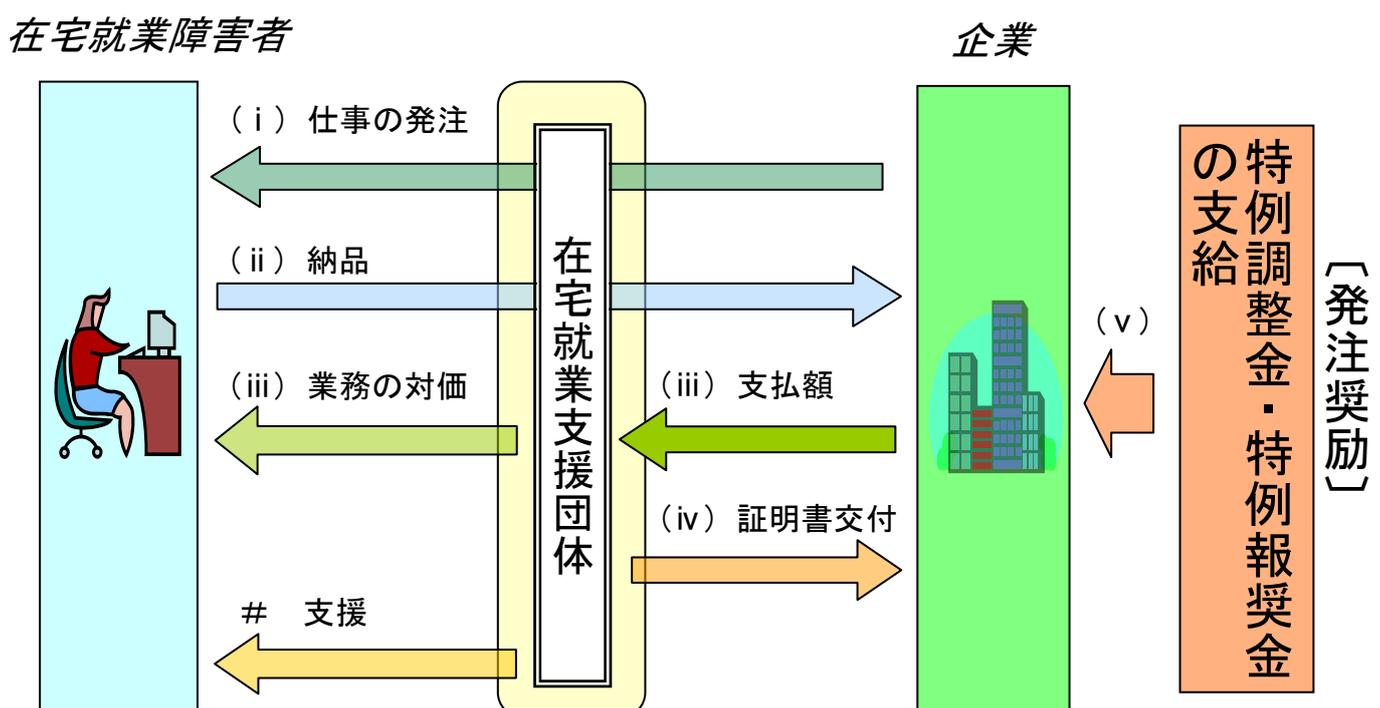
在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。

(iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。

(iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。

(v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。

# 上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。



- 企業から受けたホームページ作成等のIT関連の業務の提供のほか、物品の製造・サービスの提供等の業務が対象となります。
- 授産施設等の福祉施設や作業所についても、在宅就業支援の業務を継続的に行う等の要件を満たし在宅就業支援団体として登録された場合には、発注奨励策の対象となります。

## ◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、以下のように障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定する予定です。

具体的な金額等の設定は、多くの企業、多くの障害者の方々に利用していただけるものとなるよう、今後、政令・厚生労働省令において規定します。

障害者雇用調整金	特例調整金※（イメージ）
法定雇用障害者数を超えて 障害者を一人雇用する	例えば 400 万円の発注を行う （雇用 1 人分に相当する発注額）
↓	↓
障害者雇用調整金の額は 1 月当 たり 27,000 円なので、 <u>年間 32.4 万円</u> を支給	例えば、特例調整金の額を 1 月当 たり 14,000 円（*）とした場合、 <u>年間 16.8 万円</u> を支給

（\*）障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、今後決定します。

※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者 301 人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。